グループホーム説明資料

資料４－１

〇令和４年度第３回東久留米市地域自立支援協議会質問について

質問１．東久留米市内に重度区分５、６の受入を行うグループホームがあるか

回答１．令和５年１月現在、市内８事業所で障害支援区分５、６の方を受け入れています。

質問２．地域自立支援協議会が日中サービス支援型共同生活援助の監査をするということか。

回答２．地域自立支援協議会に監査権限が付与されるということではありません。

法に基づく基準につきましては、下記のとおりです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（協議の場の設置等）

第二百十三条の十　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

※法第八十九条の三第一項に規定する協議会…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第八十九条の三　地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。…本市においては「東久留米市地域自立支援協議会」が該当します。

上記の基準二百十三条の十のとおり、事業者がサービスの提供にあたって実施しなければならない項目であり、協議会に監査や調査の権限が付与されるということではないものと解釈しています。

障害福祉サービス事業所の指定の権限につきましては、都道府県にあります。（※指定都市及び中核市については、指定障害福祉サービス事業者の指定権限が移譲されています。）

指導検査に関しましては、都道府県及び区市町村にあります。

建築、消防関係については、事業者が所管の建築主事、消防署と指定の事前に相談を行っています。

上記の基準二百十三条の十第二項のとおり、協議会での報告、評価、要望、助言等の記録については事業者が整備するものとなります。

日中サービス支援型グループホームの評価の視点としては、下記の点を踏まえ、実施していくことを提案いたします。今後の状況に応じて、変更があるものとします。

〇日中サービス支援型グループホームの評価の視点（案）

①運営方針

②対象者

③日中活動内容、支援の内容

④職員配置

⑤相談支援体制

⑥地域の障がい者・児の緊急時対応

⑦地域との関係構築、近隣の住民への説明

⑧社会参加

⑨その他

〇想定質問（例）

・どのようなグループホームにしていきたいなど運営方針はありますか。

・利用者はどのような方を想定されていますか。障害の重い方や医療的ケアが必要な方の受入は可能ですか。

・日中活動はどのような内容を行う予定ですか。

・グループホームとしてどのような支援を行う予定ですか。

・職員配置は常時対応できる体制になっていますか。

・緊急時の対応について教えてください。

・地域や近隣の住民の方にはご挨拶やご説明はしていますか。

・社会参加活動は何か行う予定ですか。

・障害者虐待等の職員研修は実施していますか。

・各委員からご意見やご要望、ご助言をお伝えください。